平成29年

第1回市議会定例会 議案第36号

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する 条例の一部改正について

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する 条例の一部を改正する条例

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(平成27年函館市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号イ中「, 同条第3項の書類および同条第4項」を「および同条第3項」に改める。

第12条第2項各号列記以外の部分中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、第3項の書類」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第13条第3項中「または海外への送金もしくは金銭の持出しを行う とき」および「または第4項」を削る。

第14条第1項中「、同条第3項の書類もしくは同条第4項」を「もしくは同条第3項」に改め、「3年間」を「5年間」に改める。

第19条第2項第4号中「第12条第5項」を「第12条第4項」に 改め、同項第5号中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改め、 同項第6号中「または第2項から第4項まで」を「, 第2項または第3 項」に改める。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の函館 市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(以下「 旧条例」という。)第3条第1項の規定による指定の申出をした者の 当該申出に係る指定の基準については、なお従前の例による。
- 3 改正後の函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第2項および第14条第1項の規定は,施行日以後に開始する事業年度に係る新条例第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類について適用し,施行日前に開始した事業年度に係る旧条例第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類については,なお従前の例による。

(提案理由)

控除対象特定非営利活動法人が役員報酬規程等を事務所に備え置く期間等を延長することとし、および控除対象特定非営利活動法人の海外への送金または金銭の持出しに係る書類の事前提出等を要しないこととするため